

— 扶養申請時に必要な提出書類一覧表 —

\* 次のような場合は被扶養者に認定できません。

- ・ 年間収入額が130万円以上ある方（60歳以上または、障害年金受給者は180万円以上）
- ・ 被保険者の年間収入の1/2以上の収入がある方（年金（遺族・障害等）、不動産・営業収入等も収入に入ります）
- ・ 失業給付金、傷病手当金、出産手当金、労災給付金等を受給中で、金額が認定基準を超える場合
- ・ 自営業等で確定申告をされている方で、収入金額が認定基準額を超える場合
- ・ 子の申請時、収入額が被保険者より配偶者の方が多い場合
- ・ 75歳以上の方（後期高齢者医療制度に加入のため）

(例)

\* 状況に応じて、**追加で書類の提出を求める**ことがあります。

\* 16歳以上の方の扶養申請の際は、『**所得証明書**』**《原本**』が必要です。

\* 関係書類を提出すれば無条件に被扶養者として認定されるものではありません。

- 該当する書類を会社を通じて提出してください。（「被扶養者（異動）届」に添付）
- 認定日について、施行規則上は事由発生日から**5日以内の届け出**が原則ですが、当健保では以下の取り扱いをしています。
  - ・ 事由発生日から1ヶ月以内の受付（当健保着日） → 事由発生日まで遡ります。
  - ・ 事由発生日から1ヶ月を超える受付（当健保着日） → 書類受付日で認定します。

申請するご家族の状況	同居していなくてもよい人									同居が条件の人			必要書類	書類の発行（取得）場所		
	配偶者	子			実父母	祖父母	兄弟姉妹・孫			義父母	伯（叔）父母	甥・姪				
		16歳未満	16歳以上	その他			16歳未満	16歳以上	その他			16歳未満			16歳以上	その他
<b>【必須】</b> 扶養申請するとき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>扶養申請者現況届</b> （「異動届」1枚目裏面）	—
<b>【必須】</b> 続柄や同居／別居を証明できるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>世帯全員の住民票《原本》</b> および <b>戸籍謄（抄）本《原本》</b> （被保険者が世帯主の場合、続柄記載の住民票を添付することで戸籍の省略可）	市区町村役場
生計維持関係を証明できるもの	16歳以上の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>所得証明書《原本》</b> <small>〔 学生の場合、学生証の写しを提出することで所得証明省略可（社会人から学生になった場合を除く） 〕</small>	市区町村役場
	学生 または 予備校生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>学生証《写し》</b>	学校
	退職した方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>離職票1・2《写し》</b> または <b>雇用保険受給資格者証《両面の写し》</b>	ハローワーク
	雇用保険	離職票の交付なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>雇用保険資格喪失確認通知書《写し》</b>	ハローワーク
		雇用保険未加入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>雇用保険未加入である旨が記載された退職証明書《原本》</b>	前勤務先
	失業給付受給終了の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>雇用保険受給資格者証《両面の写し》</b>	ハローワーク
	自営業を廃業した方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所轄の税務署に提出した <b>廃業届《写し》</b>	税務署
	パート・アルバイトなどで就労中の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近の <b>3ヶ月分の給与明細《写し》</b> または <b>雇用契約書《写し》</b>	勤務先
	年金・恩給受給中の方	受給中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受給している全ての年金・恩給などの <b>振込通知書《写し》</b>	年金事務所
		申請中、これから受給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<b>年金見込額照会回答書《写し》</b>	年金事務所
給与以外の収入がある方（不動産・農業収入など）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	過去3年の <b>確定申告書《控》《写し》</b> と <b>収支内訳書《写し》</b>	税務署	
別居の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近3ヶ月分の <b>送金証明《写し》</b> または <b>定額自動送金依頼書《写し》</b> <small>〔 学生の場合は不要（社会人から学生になった場合を除く） 〕</small>	金融機関	
その他	父母等の場合	認定対象者と同居している認定対象者以外の父母等の全ての収入が確認できるもの											市区町村役場等			
	婚姻や離婚に伴う被扶養者申請の場合	婚姻（離婚）日確認のため <b>戸籍謄（抄）本《原本》</b> および生計維持関係確認のため <b>世帯全員の住民票《原本》</b> （続柄記載のもの）											市区町村役場			
	内縁関係の場合	被保険者および認定対象者それぞれの <b>戸籍謄（抄）本《原本》</b> および生計維持関係確認のため <b>世帯全員の住民票《原本》</b> （続柄記載のもの）											市区町村役場			
	他の健保組合の任意継続被保険者であった場合	前加入の健康保険の削除日確認のため <b>健康保険資格喪失証明書《原本》</b>											前健保組合			
	特別養護老人ホーム等の施設に入所の場合	入所に必要な費用を被保険者が費用負担していることが確認できる書類《写し》											入所施設			
	ひとり親（母子）家庭の場合	対象者すべての <b>医療助成受給者証《写し》</b>											市区町村役場			
	障がい者の場合	<b>障害者手帳《写し》</b> および <b>障害者医療受給者証《写し》</b>											市区町村役場			
	日本国内に住所を有しない者が例外に該当する場合	<b>被扶養者 国内居住例外該当・不該当届</b>											—			
	外国籍の場合	認定対象者の <b>在留カード《両面の写し》</b>											入国管理局			